

# 各種届出について

## 1. 指定給水装置工事事業者 指定事項の変更

指定事項に変更があった場合、30日以内に「指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（様式第10号）」を提出してください。提出期限を過ぎる場合は、遅延理由書を提出してください。

変更事項	法人					個人		
	名称	住所	事業所の名称及び所在地	代表者の氏名	役員の氏名	氏名※3	住所	事業所の名称及び所在地
添付書類	定款の写し							
	登記事項証明書※1							
	誓約書（様式第2号）							
	住民票の写し（または外国人登録証明書の写し）※1							
	指定店証再交付申請書（様式第1号）		指定店証の記載事項に変更がある場合	指定店証の記載事項に変更がある場合			指定店証の記載事項に変更がある場合	指定店証の記載事項に変更がある場合
郵送申請の場合	指定店証送付用封筒（定形外郵便 角形2号 送付先を記入し送付用切手貼付）		指定店証の記載事項に変更がある場合	指定店証の記載事項に変更がある場合			指定店証の記載事項に変更がある場合	指定店証の記載事項に変更がある場合
	納付書送付用封筒（定形郵便 長形3号 送付先を記入し送付用切手貼付）		指定店証の記載事項に変更がある場合	指定店証の記載事項に変更がある場合			指定店証の記載事項に変更がある場合	指定店証の記載事項に変更がある場合
	（旧）指定給水装置工事事業者指定店証（原本）※2		指定店証の記載事項に変更がある場合	指定店証の記載事項に変更がある場合			指定店証の記載事項に変更がある場合	指定店証の記載事項に変更がある場合

※1 登記事項証明書（原本）・住民票（写し）は発行日から3ヶ月以内のものを添付してください。

※2 届出手続中に必要となる場合は、コピー等で対応をお願いします。

※3 「個人」の氏名変更とは、「個人事業主本人」の氏名変更に限ります。「個人」から「個人」への相続等は一切できませんので、その場合は「廃止」後に「新規」登録の手続きをおこなってください。

指定店証の記載事項に変更がある場合は、指定店証再交付申請が必要になります。

指定店証の再交付（一部につき）…2,000円

〈窓口申請の場合〉申請当日、現金でご持参ください。

〈郵送申請の場合〉納付書送付用封筒にて納付書を送付します。納付を事前に確認するため、領収書をファックス等で送信してください。

※変更前の指定店証については、必ず返納してください。

## 2. 指定給水装置工事主任技術者 選任・解任

主任技術者の選任・解任があった時は、14日以内に「給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（様式第3）」を提出してください（選任には免状のコピーが必要です）。また、給水装置工事主任技術者免状の交付番号に変更があった場合も、選任手続きと同様とします。

## 3. 指定給水装置工事事業者 廃止・休止・再開

給水装置工事の事業を廃止・休止した時は、30日以内に、また、事業を再開する時は、10日以内に「指定給水装置工事事業者 廃止・休止・再開届出書（様式第11）」を提出してください。  
廃止届出書を提出する際には、指定店証も合わせて返納してください。

### <届出場所>

河内長野市役所6階 水道課  
〒586-8501 河内長野市原町一丁目1番1号  
<窓口受付時間>  
午前9時～午後3時

### <問い合わせ先>

河内長野市上下水道部水道課  
水道管理係  
TEL:0721-53-1111（内線678）  
FAX:0721-53-1152